

# 1 美術品補償制度の概要

## (1) 趣旨・目的

- 本制度は、我が国で開催される公益的な展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補償することにより、**展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大すること**を目的としています。(法第1条)
  
- 本制度により展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、次の効果が期待されます。
  - ・ 広く全国での多様で優れた展覧会の安定的・継続的開催
  - ・ 海外の美術品等を紹介することによる国際文化交流の推進
  - ・ 審査を通じた美術館等の展覧会の企画・運営能力の向上 等
  
- 本制度の適用に当たっては、「**展覧会の文化的意義・開催による国民的利益**」や「**美術品の安全確保**」が重要です。特に、主催者は、従来以上に事故防止のための注意を払わなければなりません。
  
- 政府においては、次の点を念頭に置いて本制度を運用しています。主催者においても、本制度の維持・発展のため、展覧会の安全な運営をお願いします。
  - ・ 美術品の所有者（特に海外の美術館）が安心して出品できる環境の醸成
  - ・ 補償金の未払い実績の継続による保険料の軽減促進
  - ・ 上記を通じた、本制度の維持・発展

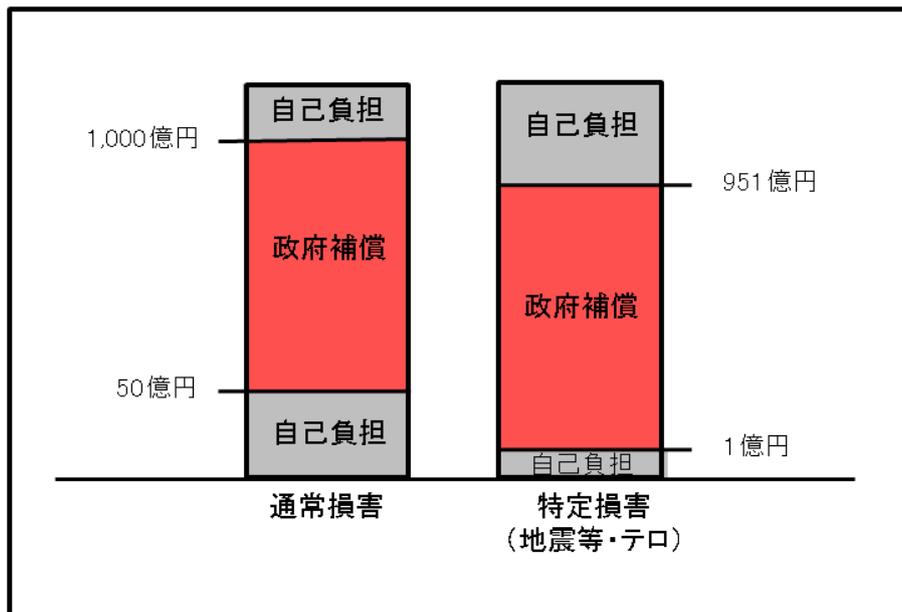
## (2) 補償内容

●本制度の補償内容は、基本的に民間美術品保険と同様です。主な内容は、次のとおりです。

オール・リスク All Risks	地震等・テロによる損害を含む全ての偶然の事故によって直接的に生じた物理的損害を補償
ウォール・トゥ・ウォール Wall-to-Wall	壁から外したときから、壁に掛け戻すまでを補償
請求権不行使 Non-exercise of the Right of Claim	展覧会の主催者、美術品の所有者及び輸送業者に対し請求権を行使しない(これらの者による故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除く。)

●民間美術品保険との主な相違点は、次のとおりです。

- ・ 政府に対する保険料・申請料等は不要
- ・ 通常損害の場合、1,000億円まで補償（うち自己負担50億円）
- ・ 特定損害（地震・津波・噴火等、テロ）の場合、951億円まで補償（うち自己負担1億円）
- ・ 1つの補償契約において、政府が支払う補償金は950億円を限度とする



- 損害の発生時には、本制度による補償金と民間美術品保険の保険金により、全ての損害をカバーする仕組みです。
  - ・政府補償の対象外の範囲は自己負担（展覧会主催者の負担）となり、通常、展覧会主催者は民間美術品保険契約を締結することが必要です。
  - ・自己負担分について民間美術品保険契約を締結する場合は、政府補償と民間美術品保険における対象美術品ごとの評価額は同一の額とする必要があります（同一の額とならなければ、当該美術品は政府補償の対象外になります。）。
  
- 主な免責事由は、次のとおりです（補償契約約款第九条）。
  - ・「故意又は重大な過失による損害」、「美術品の固有の瑕疵又は性質による損害」、「陸上における戦争等による損害」等は免責となります。
  - ・また、原子力損害も免責となります。ただし、我が国では、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）により、原子力事業者の無過失・無限責任が定められており、美術品に原子炉の運転等による原子力損害が発生した場合には、原子力事業者に損害賠償を請求することになります。
  - ・その他、梱包・輸送・展示に当たって安全配慮義務に違反した場合や、損害発生時に適切な対応を行わなかった場合等には、補償金の額を減額することがあります。

### (3) 展覧会の要件

●本制度の対象となる展覧会は、美術品を公共の観覧に供するための催しで、次の施設において行われるものとなります。(法第2条第2項)

・博物館法に規定する「登録博物館」又は「博物館相当施設」

・独立行政法人国立美術館が設置する美術館（5館）

東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館

・独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館（4館）

東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館

●上記の施設で開催されることに加え、次の①～⑥の要件を全て満たすことが必要です。(省令第2条)

①不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供すること

②開催を予定する期間が21日以上であること

③対象美術品の約定評価額（補償契約で定める価額）総額が50億円を超えていること

④展示を予定する美術品のうち、主要なものを海外から借り受けること

⑤利益の分配、物品の販売、その他営利を主たる目的としていないこと

⑥利益が発生した場合は、文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てること

●上記の施設に該当しない施設において開催される展覧会について申請を検討している場合には、次の点に御留意ください。

・都道府県教育委員会による「登録博物館」としての登録又は「博物館相当施設」としての指定が、本制度の申請時まで必要です。

・都道府県教育委員会から登録・指定を受けるには、一定の要件（年間開館日数、学芸員等の配置、資料等の所有等）を満たす必要があり、また、登録・指定にかかる事務手続には相応の期間を要すると考えられますので、時間的な余裕を持って準備してください。

●巡回展について申請を検討している場合は、次の点に御留意ください。

・巡回展は、全体として1展覧会として扱います。

・上記の施設に該当しない開催施設が含まれる場合には、原則として、巡回展の全体が本制度の対象外となります。

・巡回展における開催予定期間は、各開催施設における開催期間の合計日数となります。

●文化審議会における審査では、下記の観点を確認しますので、御留意ください。

- ① 補償制度の活用による国民的利益については、展覧会の実施や作品の充実だけにとどまらない具体的な取組（小中高校生の無料化、教育普及活動等）が行われなければならない。ただし、全会場において、何らかの入場料軽減の取組が行われることを必要とする。
- ② 以下に掲げる場合は、営利を主たる目的とする展覧会とみなし、補償対象外とする。
  - ・開催施設（美術館・博物館等）が、いわゆる貸し館としての関わりしか持たないと判断される場合
  - ・収支予算書における入場料、借用料、企画構成費等が過大であって、その理由が適切に説明できない場合

#### (4) 主催者の要件

●本制度において補償の対象となる展覧会的主催者は、展覧会を的確かつ円滑に実施するために、**必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者**（法第3条第3項）であって、**次の要件を全て満たすことが必要**です。（省令第3条）

- ①当該展覧会を安全かつ適切に実施するために、**必要な資金を確保する見込みがあること**
- ②当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うために、**学芸部門や事務部門の組織体制が整備されていること**
- ③当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を、**貸し館やスポンサーとしてではなく、実際に企画・運営した具体的な実績を有すること**

●美術館等とマスコミ等が共催で展覧会を実施する場合は、政府は**全ての主催者と連名で補償契約を締結**します。ただし、名義共催など、実質的な責任を有していないと考えられる共催者は、政府と補償契約を結ぶ相手方としての主催者には含まれません（下記参照）。

●文化審議会における審査では、下記の観点を確認しますので、御留意ください。

- ① **実質的な責任を有していないと考えられる共催者**（宣伝を主としたテレビ局、新聞社等による名義共催、作品を借り受けた美術館の求めによる名義共催、企画協力の範囲にとどまる企画会社による共催）は、政府と補償契約を結ぶ相手方としての**主催者とはみなさないものとする**。
- ② 展覧会の**担当学芸員が一定の経験年数を積んだ者でない**と判断される場合は、その者が特別な専門性を有している場合、その他の学芸員等による特別なサポート体制が構築されている場合などを除き、**担当の差し替えを求めるものとする**。
- ③ 展覧会的主催実績には、**補償契約を締結しようとする展覧会と同程度の規模・内容の主催実績が必要**であり、主催者が複数いる場合は、原則として、すべての主催者に対しこのような実績を求めるものとする。

## (5) 施設の要件

- 展覧会を開催する施設は、前記「(3) 展覧会の要件」に合致することに加え、**次の要件を全て満たすことが必要**です。(省令第4条)
  - ① 開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じて、必要な**耐火性能及び耐震性能**を備えた構造であること
  - ② 当該展覧会のために借り受けた美術品の性質に応じた**適正な温度、湿度及び照度を保つことができる設備**、並びに**防火及び防犯のために常時作動する設備**が設けられていること
  - ③ 複合施設の場合は、開催施設が**独立した専用の施設**として区画されていること
  
- 申請書の様式「8. 施設に関する事項」はファシリティ・レポート（施設の状況報告書）に相当するものです。主にこれにより、施設の要件に該当するか否かを判断します。
  
- 文化審議会における審査では、下記の観点を確認しますので、御留意ください。
  - ① 開催施設の主催実績は、原則として、補償対象にしようとする**施設の竣工後（建替えや大規模な改築・改修をした場合はその後）の主催実績**とする。
  - ② 空調の運用の安定性は、**過去の温湿度管理データ、運転時間、制御方法等の説明により確認するものとする**。安定性が確認できるデータ・書類を申請時に提出できない場合又は展覧会の会期までに空調の改修を行う場合は、具体的かつ詳細な改善方策、改善スケジュール、試行運用の実績、研修計画等を提示し、空調の安定性を明らかにしなければならない。
  - ③ **新築又は大規模な改築・改修（展示室の区画、空調の配管等の変更を伴うもの）が行われた施設は、施設運用が安定すると認められるまでは、補償対象にしないものとする**。この場合、新築の施設については、施設の運用（展覧会の開催）実績がないことから、特に厳格に対応するものとする。

## (6) 美術品の要件

●本制度の対象となる美術品は、次の①～③の要件を満たすことが必要です。

①絵画、彫刻、工芸品等の**有形の文化的所産**であること（法第2条第1項）

※恐竜の化石、月の石等の希少な鉱物、標本、剥製等の類は、文化的な創作行為が施されていないものと見なされるため、本制度の対象外となります。

②**展覧会のために一時的に借り受けたもの**であること（法第3条第1項）

※開催施設に寄託されている美術品は対象外となりますが、他の美術館等に寄託されている美術品を借り受けた場合は対象となります。

③文化審議会の審査において「**評価額が適正**」と判断され、かつ「**展示・輸送が（大きなリスクなく）可能**」と認められること

※評価額が適正と認められないもの、損傷しやすい材質・サイズ・形状等のもの、保存状態が良好でないもの等は対象外となります。

●**国が所有する美術品については、本制度の対象とはなりません。**ただし、独立行政法人が所有する美術品については本制度の対象とすることが可能です。

●文化審議会における審査では、下記の観点を確認しますので、御留意ください。

① 美術品の評価額が**特に高額である場合は**、その理由、価額の算定の根拠等について、**詳細な説明を**求めるものとする。

② 寸法、重量等が**大きな作品**、材質、形状等が**脆弱とみられる作品等**については、その**展示・輸送に係る取扱い方法、留意点等を詳細に確認し**、安全な展示・輸送に耐えうる作品であるかを判断するものとする。

## (7) 対象美術品の取扱いに関する基準の遵守

●本制度では、主催者には、美術品の展示、輸送その他の取扱いに当たり、損害防止のために定めた基準を遵守する義務が課せられています。具体的な基準は次のとおりです。

### ①対象美術品の展示（省令第7条第1号）

- イ 美術品の監視、開催施設の警備その他の美術品の損害を防止するための措置を適切に行うために必要な体制を整備すること
- ロ 適正な温度・湿度・照度を保ち、**温湿度記録を作成・保管**すること
- ハ 適正な温度・湿度・照度を保つための設備及び防火・防犯設備について**保守、管理の責任者を定め、定期的に点検整備を行い、その記録を作成・保管**すること
- ニ 美術品の陳列、監視、開催施設の警備、適正な温度・湿度・照度を保つための設備の運用、防火・防犯設備の運用について**業務マニュアルを作成し、担当者に周知徹底**すること

### ②対象美術品の輸送（省令第7条第2号）

- イ 対象美術品の搬出入等の作業を行う場合には、次によること。
  - (1) 美術品の搬出入等について知識及び経験を有する**学芸員その他の者を当該作業に立ち合わせ、その作業に従事する者を指揮監督**させること。
  - (2) 美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員その他の者に**対象美術品の状態を確認**させるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
- ロ 対象美術品の約定評価額総額に応じて**2回以上に分けて輸送**を行うこと。
- ハ 道路上を走行する場合には、**美術品を輸送するための専用の車両**を使用すること。

●陸路・空路・航路のいずれにおいても、危険分散の観点から、約定評価額総額に応じて、**2回以上に分けて輸送**することが必要となります。

●文化審議会における審査では、下記の観点を確認しますので、御留意ください。

- ① 海外からの借り受けは、その運搬にクーリエが同行し、**第一会場での開梱・展示、最終会場での撤去・梱包に立ち会うことを原則**とする。
- ② 美術品を施設内の温湿度環境にならず**シーズニングの期間**については、原則として、**24時間以上**とする。この場合、航空便や気候の変動が大きい地域間の輸送については、特に厳格に取り扱うものとする。

## (8) 美術品の状態確認

- 補償期間は、補償契約締結後、美術品の保管場所において美術品が移動を開始したとき又は政府補償証明書に記載された補償開始日のいずれか遅いときに開始します。ただし、補償期間内において、最初の保存状態の確認（コンディション・チェック）及びその記録（コンディション・レポート）の作成・確認が行われるまでは、美術品は補償されません。
- 最初のコンディション・レポートを原簿（マスター・レポート）とし、それに基づき各会場で状態の確認と記録（作品の状態とともに、確認年月日、確認者の署名）を行い、最終会場の梱包時における確認後、コピーを取り、美術品の所蔵先の点検者の署名を得ることが必要です。
- 借り手側（又はその指定代理人）のコンディション・チェックは必須です。美術品の借り受け時、返却時及び各開催施設における開梱時、梱包時に確認を行い、記録をしてください。
- 美術品の所有者が借り手側の指定代理人になることは認められません。ただし、例外として、所有者が公の美術館・博物館である場合は借り手側の指定代理人になることは可能です。
- 複数の所有者から美術品を借り受ける場合は、海外等の特定の美術館等を「集荷地」として指定し、そこでコンディション・チェックをすることも可能です（ただし、「集荷地」までの輸送は補償対象外です。）。
- 文化審議会における審査では、下記の観点を確認しますので、御留意ください。
  - ① 借り手側のコンディション・チェックは、展覧会の担当学芸員又は委任された保存修復家が行う。なお、国内での美術品のコンディション・チェックについては、委任された保存修復家に任せる場合であっても、展覧会の担当学芸員は、その場に立ち会わなければならない。
  - ② コンディション・レポートを作成し、確認年月日と確認者の署名を記入することとする。美術品の借り受け時に作成したコンディション・レポートを原簿として、会場での状態確認と返却時の状態確認を行う。

- ③ コンディション・チェックは、貸手及び借り手の両者で行い、コンディション・レポートに署名するものとする。ただし、例外として貸手が信用のある海外の美術館である場合は、貸手の美術館の専門職員が借り手側の委任を受けた指定代理人として、当該美術館からの搬出時及び搬入時における美術品の保存状態の確認を行うことができる。また、国内の運搬で貸手が借り手に委任した場合は、借り手のみの確認で足りることとすることができる。なお、一方のみの確認とする場合、梱包直前及び開封直後の美術品の状態を、写真等により記録することを強く推奨する。
- ④ 巡回展の場合は、同一の学芸員又は委任された保存修復家が各施設で確認するか、次の施設の確認者が前の施設からの搬出前の状態確認に立ち会うなど、内容の引継ぎが確実に行われるようにするものとする。

## (9) 補償契約の締結（年間補償契約締結限度額、補償期間等）

- 本制度は、要件を満たし、文部科学大臣が適正と判断した展覧会については、年間補償契約締結限度額の範囲内で、可能な限り全て対象とすることを考えています。
- 申請段階で要件を満たしていない展覧会であっても、要件を満たすために必要な指導・助言を行い、要件を満たした場合には、補償契約を締結することを考えています。
- 年間補償契約締結限度額は、事前調査により算定した本制度の対象となり得る展覧会の全美術品の評価額を足し合わせた額をもとに、年度ごとに設定しています。
- 補償契約における補償期間は、原則として最大1年間とすることにしています。この期間は、会計年度（4月1日～3月31日）を越えることも可能です。

## (10) 補償金の支払

- 損害が発生し本制度による補償を受けることになった場合は、原則として、対象美術品の所有者が展覧会の主催者を通じて、所定の様式により文部科学省（文化庁企画調整課）に補償金の支払請求書を提出してください（実質的には主催者が申請してください。海外の所有者等の便宜を図るとともに、損害額の支払には、展覧会の出品作品全体の損害額の確定が必要なためです。）。
  
- 補償金の支払は、請求内容を調査・確認の上、政府における財政上の手続が完了した後、美術品の所有者に対して行います。
  
- 補償金の支払請求の権利は、損害が発生した日の翌日から3年間で消滅します（消滅時効3年）。
  
- 約定評価額は、美術品の所有者の希望する通貨（日本円、米国ドル、ユーロ等）で定められ、補償金の支払もその通貨で行われますので、為替の変動によって、所有者に支払われる補償金の額に影響はありません（美術品が全損した場合の補償額は、契約時の約定評価額となります。）。
  
- 主催者には、次のことが求められます。これらの義務（補償契約約款第四章）が守られなかった場合には、補償額の減額や、支払われないことがあります（免責事由については6ページを参照）。
  - ・対象美術品の取扱いに関する基準の遵守義務
  - ・申請書から変更が生じた場合の通知義務
  - ・損害発生時の通知義務
  - ・損害防止義務 等

## (11) 法令の適用関係（補償契約の解除、請求権代位、準拠法等）

●本制度では下記の取扱いを定めています。

- ・政府の信頼を大きく損なった場合における、**補償契約の解除**（法第 11 条）
- ・補償金の支払に伴う、**請求権代位**（法第 10 条）
- ・補償金の支払に伴う、**残存物代位**（法第 9 条）
- ・盗難美術品を発見した際の、所有者による**買い戻し規定**（約款） 等

●本制度は、日本の法律によって実施されるものです。この補償契約に関する訴訟は我が国の裁判所に提起するものとし、その契約に関する事項は、**日本国の法令に準拠**します。

## (参考) 強制執行等の禁止措置について

●美術品等を海外から借り受ける際において、**差押免除 (Immunity from seizure)** の手続を所有者から要請される場合があります。その場合、下記のいずれかの手続を行うことが可能です。

### ①美術品の所有者が外国等（国及びその政府機関、連邦国家の州等）の場合

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成 21 年法律第 24 号）により、外国等の有する美術品等（販売目的のものを除く）については、我が国の民事裁判権が及ばないものとされ、我が国の裁判所による強制執行等の措置が執られることはありませんが、所有者にその旨の理解を促すことを目的として、文化庁から書簡を発行することが可能です。

### ②美術品の所有者が①以外（私立美術館、国以外の地域等）の場合

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成 23 年法律第 15 号）により、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ることを目的に、我が国の裁判所が強制執行等の措置を執ることができないよう、文部科学大臣が対象となる美術品等の指定を行うことが可能です。

いずれの場合も所定の申請が必要となりますので、文化庁の担当窓口（文化庁企画調整課事業係）まで御相談ください。詳細は文化庁ホームページ等でもご確認いただけます。

#### 【①外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律に係る書簡の発行】

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/minjisaibanken\\_menjo/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/minjisaibanken_menjo/index.html)

#### 【②海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律に基づく指定】

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/bunkazai/kaigaibijutsu\\_sokushin/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/kaigaibijutsu_sokushin/)